

事 務 連 絡
令 和 5 年 3 月 7 日

公益社団法人	日本精神科病院協会	} 御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	
一般社団法人	日本総合病院精神医学会	
公益社団法人	日本医師会	

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」等の一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定の申請等に関連する以下の通知を一部改正し、別添のとおり都道府県・指定都市宛てに送付しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の関係機関に対し、周知方よろしく申し上げます。

○「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成30年12月6日障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）